

福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業が福祉施設等の現場のニーズを踏まえた福祉機器の開発にあたって必要となる経費に対し、予算の範囲内において福岡県福祉機器製品開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内中小企業による福祉機器開発を促進することを目的とし、その交付については、「福岡県補助金等交付規則」（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 福祉施設等の現場のニーズを踏まえた福祉機器の開発を行う県内の中小企業であること。

(2) ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワークの会員であること。

2 交付対象者は以下に該当しないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員

(2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの

(3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助の期間)

第3条 補助対象期間は、交付決定の日から、交付決定に係る会計年度の2月末日までとする。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、原則として1件につき200万円を上限とする。

(補助金の応募申請)

第5条 本補助金の交付に係る事業に応募申請しようとする者(以下「応募申請者」という。)は、知事が別に定める期限までに「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る開発計画書」(様式第1号)を、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 製品開発概要説明書及び補足資料(別紙1)
- (2) 経費内訳書(別紙2)

(審査及び選定)

第6条 知事は、前条に基づき提出された開発計画書について、県の設置する審査委員会においてその計画内容を審査の上、採択する開発計画書を選定し、その採否結果については、全ての応募申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により採択の通知を受け補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付申請書」(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 製品開発概要説明書及び補足資料(別紙1)
- (2) 経費内訳書(別紙2)
- (3) 役員一覧(別紙3)

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容及び額について審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、「福岡県福祉機器製品開発支

援補助金交付決定通知書」(様式第3号)により交付申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金申請の取り下げ)

第9条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更及び中止)

第10条 交付の決定を受け補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業の変更(中止・廃止)承認申請書」(様式第4号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費を著しく変更しようとするとき。

ただし、次の場合を除く。

イ 補助事業に要する経費配分のうち、各区分間の変更で、少ない方の区分の金額の20%を超えない額若しくは30万円以下の変更をする場合。

ロ 補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で消耗品等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

- 3 知事は、第1項の承認を行った場合は、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補

助事業の変更（中止・廃止）承認通知書」（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（遂行状況の報告）

第11条 補助事業者は、知事が指定する期日までに「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書」（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日から14日以内に「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止した場合は、速やかに補助事業の遂行状況を記載した書類を提出し、その後について知事の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る額の確定通知書」（様式第8号）により通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずることとする。

（補助金の支払い）

第14条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。ただし、必要があると認められる場合に限り、補助金の一部につき概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の精算払い又は概算払いを受けようとするときは、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金精算払（概算払）請求書」（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払いは、原則として補助事業者が第11条の規定に基づき遂行状況報告書を提出し、支払明細書上の支払い済み又は支払が確定している経費に係る補助金の支払いに限る。

（交付決定の取消）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
 - （2）知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
 - （3）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
 - （4）補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - （5）交付申請の取り下げ若しくは補助事業を中止又は廃止したとき。
- 2 前項の規定は、第13条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付決定取り消し通知書」（様式第10号）により補助事業者に速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第18条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(実施結果の事業化)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金事業化報告書」(様式第11号)を毎会計年度終了後6月30日までに知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加したと知事が認める財産を、ほ

かの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る取得財産処分承認申請書」(様式第12号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の承認を行った場合は、「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る取得財産処分承認通知書」(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分したことにより、収入がある又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 5 第2項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の財産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過していないものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第21条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業実施中または補助事業終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡、もしくは実施権を設定した場合には、当該年度終了後14日以内に「福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る産業財産権等届出書」(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(成果の発表)

第22条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者と協議の上、その成果を発表させることができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第23条 補助事業者は、第8条に規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第24条 知事は、第19条第2項に規定する事業化報告書により、補助事業者が補助事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認めたときは、補助事業者に対し、交付し

た補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（交付要綱第4条関係）

【補助対象経費】

経費の区分	例 示
機械装置費	1 件が 1 0 万円（税込み）以上かつ使用可能期間が 1 年以上の機械器具の購入に要する経費
材料・消耗品費	消耗品の購入費・使用によりその効力を失うもの・1 0 万円に至らない消耗機器、及び原材料などの購入に要する経費
外注加工費	自社以外の機関・企業に対し、製品開発の根幹に属しない試験、設計、加工、装置の据付工事等の外注する際の経費
旅費	開発を進める上で必要な調査や出張のための経費 （社内規定に基づいた旅費等を認める。）
人件費	本事業に直接従事する者の開発業務に係る時間に対応する人件費
謝金	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に関して指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
その他経費	開発を進めるために必要な上記以外の経費で、知事が特に必要と認める経費

※以下の経費は補助対象経費として認められない。

- ・ 機械装置費：汎用パソコン及び周辺機器、量産用機械。
- ・ 材料・消耗品費：汎用性の高い事務用品（文具、プリンター消耗品など）。
- ・ 旅費：グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金。海外出張費。
- ・ 謝金：茶菓子代や飲食費、交際接待費。
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・ 振込手数料

(様式第1号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る開発計画書

福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり 年度福岡
県福祉機器製品開発支援補助金に係る開発計画書を提出します。

記

1 実施テーマ名

2 補助事業の目的及び内容

別添のとおり。

(1) 製品開発概要説明書及び補足資料 (別紙1)

(2) 経費内訳書 (別紙2)

3 補助事業に要する経費及び補助金交付希望額

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金交付希望額 円

(様式第2号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付申請書

福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり 年度福岡
県福祉機器製品開発支援補助金の交付を申請します。

記

1 実施テーマ名

2 補助事業の目的及び内容

別添のとおり。

(1) 製品開発概要説明書及び補足資料 (別紙1)

(2) 経費内訳書 (別紙2)

(3) 役員一覧 (別紙3)

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金交付申請額 円

(別紙1) (様式第1号、第2号関係)

製品開発概要説明書

(年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金)

1 テーマ名

--

2 製品開発の概要

- ・開発する製品の特徴等を交えて記載してください。
- ・図を用いる等、わかりやすい記載となるよう工夫し専門用語の使用は極力避けて記載してください。

--

3 事業実施者

企業名 :		
代表者氏名 :		
住 所 :	〒	
担当者氏名 :	(所属:)	
TEL :	FAX :	E-mail :
経理担当者氏名 :		
TEL :	FAX :	E-mail :

4 福祉施設等の現場のニーズ

- ・福祉施設等の現場のニーズについて記載してください。

5 現状の課題

- ・4の福祉施設等の現場のニーズを解決するための課題を記載してください。
- ・競合製品等に用いられている従来技術とその課題について記載してください。

6 製品開発の目標

- ・「5 現状の課題」を踏まえ、達成すべき目標を記載してください。
(可能な限り定量的な目標を記載してください。)

7 開発内容

- ・製品開発のための実施内容について具体的に記載してください。
- ・従来製品や競合製品と比較した製品の優位性・特徴を記載してください。

8 開発体制

- ・社内体制、責任者等について記載してください。また、協力機関がある場合は協力機関についても記載してください。

9 開発計画

①事業実施予定期間

交付決定日 ～ 平成 年 月 日完了（予定）

②事業の実施時期等（交付決定以後、事業完了までの計画を記載してください）

実施項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期

※計画期間を ←→ で示してください。

10 事業化計画

・製品化予定時期、売上げ見込みを記載してください。

11 その他、特記事項

・その他、アピールすべき事項等があれば記載してください。

(別紙2) (様式第1号、第2号関係)

経 費 内 訳 書 (総 括 表)

【予算内訳】

(単位：円)

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
機械装置費			/
材料・消耗品費			
外注加工費			
旅費			
人件費			
謝金			
その他の経費			
合 計	(A)	(B)	(C)

【資金調達内訳】

区 分	金 額 (円)	資 金 調 達 先
自己資金		
借入金		
県補助金	(C)	
その他		
合 計	(A)	

1. 補助事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
3. [Bの総額] \geq {[Cの総額] \times 2} となるように記載すること。
4. 補助金交付申請額は補助対象経費の2分の1以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

経費内訳書（経費明細）

（単位：円）

経費の区分	種別 (品名等)	仕様	数量	単位	単価	補助事業に 要する経費 (A)	補助対象 経費 (B)	補助金 交付申請額 (C)
機械装置費								/
	小 計							
材料・消耗品費								/
	小 計							
外注加工費								/
	小 計							
旅費								/
	小 計							
人件費								/
	小 計							
謝金								/
	小 計							
その他の経費								/
	小 計							
合 計								

1. 補助事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
3. [Bの総額] \geq {[Cの総額] \times 2} となるように記載すること。
4. 補助金交付申請額は補助対象経費の2分の1以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

(別紙3) (第2号関係)

役員一覧

(企業名)

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

※役員全員を記載すること。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

(申請者の商号又は名称)
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事
(氏名) 印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助事業については、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助事業の交付の対象となる事業及びその内容
年 月 日付で交付申請のあった、年度福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付申請書に記載のとおりとする。
実施テーマ名：

2 交付決定額
交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助金交付決定額： 円

3 経費の配分
補助金の経費の区分及び額は次のとおりとする。

(単位：円)

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付決定額
機械装置費			
材料・消耗品費			
外注加工費			
旅費			
人件費			
謝金			
その他の経費			
合 計			

4 補助事業者は、年 月 日までに福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第11条に定める補助事業の遂行状況を知事に報告しなくてはならない。

5 補助事業者は、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第4号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る
補助事業の変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業の内容を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 実施テーマ名

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更の内容 (※(中止・廃止)の場合は不要)

別紙1(様式第4号関係)及び別紙2(様式第4号関係)のとおり

別紙 1 (様式第 4 号関係)

補助事業の変更内容

1 事業の内容

変更する項目	変更前	変更後

2 事業の経費

(単位：円)

経費等 経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

1. 補助事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
3. 補助金申請額は補助対象経費の 2 分の 1 以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

(単位:円)

経費の区分	種別 (品名等)	仕様	数量	単位	単価	補助事業に 要する経費 (A)	補助対象 経費 (B)	補助金 交付申請額 (C)
機械装置費								
	小計							
材料・消耗品費								
	小計							
外注加工費								
	小計							
旅費								
	小計							
人件費								
	小計							
謝金								
	小計							
その他の経費								
	小計							
合計								

1. 補助事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
3. [Bの総額] \geq {[Cの総額] \times 2} となるように記載すること。
4. 補助金交付申請額は補助対象経費の2分の1以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

(申請者の商号又は名称)
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事
(氏名) 印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る
補助事業の変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付で変更(中止・廃止)承認申請のあった補助事業については、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更(中止・廃止)承認の対象となる事業及びその内容

年 月 日付で変更(中止・廃止)承認申請のあった、年度福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業の変更(中止・廃止)承認申請書に記載のとおりとする。

実施テーマ名：

2 変更承認決定額(※変更の場合のみ)

変更承認後の経費の配分は、次のとおりとする。

(単位：円)

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付決定額
機械装置費			
材料・消耗品費			
外注加工費			
旅費			
人件費			
謝金			
その他の経費			
合 計			

3 補助事業を(中止・廃止)した補助事業者は、既に交付された補助金があるときは、その返還について、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(様式第6号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業の遂行状況について、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施テーマ名

2 補助事業の遂行状況

別紙1の補助事業中間結果報告書のとおり

3 中間決算

別紙2の中間決算総表及び別紙3の支払明細書のとおり

4 取得物件

別紙4の取得物件一覧表のとおり

(様式第7号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、
年 月 日に完了したので、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第12条
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施テーマ名

2 補助事業の遂行状況

別紙1の補助事業結果報告書のとおり

3 決算

別紙2の決算総表及び別紙3の支払明細書のとおり

4 取得物件

別紙4の取得物件一覧表のとおり

補助事業 (中間) 結果報告書

1. 実施テーマ名

2. 申請者

3. 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4. (進捗・実施) 状況

5. 経費の支出状況

補助事業に要する経費	円
支払済 (支払確定) 額	円
うち、補助対象経費	円
補助金充当額	円

6. 事業化計画 (※実績報告の場合のみ)

(中 間) 決 算 総 表

(単位:円)

経費の区分	予 算 額	(中 間) 決 算 額			備 考
	補助事業に 要する経費	支 払 済 (支 払 確 定) 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 充 当 額	
機械装置費					
材料・消耗品費					
外注加工費					
旅費					
人件費					
謝金					
その他の経費					
合 計					

別紙3 (様式第6号、第7号関係)

支払明細書

(単位：円)

経費の区分	書類番号	内容 (品目等)	支払済 (支払確定)額	補助対象経費	補助金充当額	入手日	支払 (予定)日	支払先	備考
機械装置費									
		小計							
材料・消耗品費									
		小計							
外注加工費									
		小計							
旅費									
		小計							
人件費									
		小計							
謝金									
		小計							
その他の経費									
		小計							
		合計							

1. 支払済、支払確定のみ記載すること。
2. 書類番号に対応する、支出証拠書類 (領収書、振込書等) の写しを添付すること。
3. 補助対象経費、補助金充当額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
4. 補助金充当額は補助対象経費の2分の1以内で千円未満を切り捨てた金額を記入。

別紙4 (様式第6号、第7号関係)

取得物件一覧表

製品名	様式 又は型式等	取得年月日 検収年月日	耐用年数	取得金額 (税抜)	設置場所	備考
					
					
					
					
					
					

(様式第8号)

第 号
平成 年 月 日

(申請者の商号又は名称)

(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

(氏名)

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る額の確定通知書

年 月 日付で交付決定を通知した補助事業については、年 月 日付で提出のあった、年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る補助事業実績報告書を審査した結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を、下記のとおり確定します。

記

1 実施テーマ名

2 補助金確定額

補助事業に要した経費	円
うち、補助対象経費	円
補助金確定額	円

(様式第9号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金

精算払(概算払)請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 実施テーマ名

2 請求額

金 円也

内訳:

交付決定額 円

概算払受領済額 円

今回請求額 円

残額 円

3 支払明細書 別紙1

別紙 1 (様式第 9 号関係)

支 払 明 細 書

(単位：円)

経費の区分	書類番号	内 容 (品目等)	支払済 (支払確定)額	補助対象経費	補助金充当額	入手日	支払 (予定)日	支 払 先	備 考
機械装置費									
		小 計							
材料・消耗品費									
		小 計							
外注加工費									
		小 計							
旅費									
		小 計							
人件費									
		小 計							
謝金									
		小 計							
その他の経費									
		小 計							
		合 計							

※本内容は、すでに提出した遂行状況報告書又は実績報告書に添付の「別紙 3 (様式第 6 号、第 7 号関係) 支払明細書」と同一であること。

(様式第10号)

第 号
年 月 日

(申請者の商号又は名称)

(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

(氏名)

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付決定取り消し通知書

年 月 日付 第 号で交付決定を通知した補助事業については、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

なお、交付決定の取り消しに伴い、補助金の返還等が生じる場合は、別途通知する内容に従ってください。

記

- 1 実施テーマ名

- 2 交付決定を取り消した理由

- 3 返還が生じる補助金の既支払額

(様式第11号)

年 月 日

福岡県知事
(氏名) 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金事業化報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施年度及び実施テーマ名
- 2 事業終了後の製品化状況及び売上状況

事業の進捗状況：

収益の状況：平成 年度分

補助事業に係る売上額： 円
上記に係る収益額： 円

※収益額は、補助事業により開発した製品に係る営業利益とする。
売上額から収益額を算出した計算書を添付すること。

※当該年度直近の財務諸表（決算書）の写しを添付のこと。

※補助事業実施年度の翌年度の報告（1年目）の際は、
補助事業実施年度分の収益の状況についても併せて報告すること。

- 3 今後の見通し

(様式第12号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、下記のとおり取得財産を処分したいので、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 実施テーマ名

2 処分の理由

3 処分する財産の一覧

財産の名称	取得価格 (税抜)	取得年月日	処分年月日	処分の方法	処分による収入 (見込み)
合計					

(様式第13号)

第 号
年 月 日

(申請者の商号又は名称)

(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

(氏名)

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る取得財産処分承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった取得財産等の処分については、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

なお、取得財産等の処分に伴い、収入に相当する額の全部又は一部について県に納付が生じる場合は、別途通知する内容に従ってください。

記

1 実施テーマ名

2 取得財産等の処分の内容

年 月 日付で承認申請のあった、年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る取得財産等処分承認申請書に記載のとおりとする。

3 納付が生じる額

(様式第14号)

年 月 日

福岡県知事

(氏名) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年度 福岡県福祉機器製品開発支援補助金に係る産業財産権等届出書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、福岡県福祉機器製品開発支援補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施テーマ名

- 2 産業財産権等の種類、名称、出願・取得番号

- 3 産業財産権等の内容

- 4 相手先及び条件 (※譲渡及び実施権設定の場合に記入)